

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録 第一二一号

昭和三十一年一月三十日(水曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

再審制度調査小委員

- 池田 清志君 上村千一郎君
小島 徹三君 田中伊三次君
林 博君 牧野 寛策君
赤松 勇君 猪俣 浩三君
坪野 米男君 田中幾三郎君
再審制度調査小委員長 林 博君

昭和三十一年二月八日(金曜日)

午前十時八分開議

出席委員

- 委員長 高橋 英吉君
理事唐澤 俊樹君 理事小島 徹三君
理事田中伊三次君 理事林 博君
理事牧野 寛策君 理事坪野 米男君
上村千一郎君 岸本 義廣君
千葉 三郎君 馬場 元治君
赤松 勇君 久保田鶴松君
松井 政吉君 田中幾三郎君
志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君

出席政府委員

- 警察庁長官 柏村 信雄君
警視總監 野田 章君
(警察庁保安局長)
(警察庁保安局長) 中原 英典君
(防犯少年課長)

委員外の出席者

- 警視 竹内 壽平君
(警察庁保安局長)
(防犯少年課長)

警視庁防犯部長 渡辺 清君

参考 人 日野 照彦君

参考 人 藤森作次郎君

参考 人 松崎 米君

参考 人 澤田 要藏君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 澤田 要藏君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

参考 人 小島 貞二君

二月五日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

同日

岐阜地方、家庭裁判所多治見支部の甲号昇格に関する請願(金子一平君紹介)(第五六六号)

同日

印鑑法の制定に関する陳情書(東京都千代田区九段二丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第一八九号)

同日

住民登録法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区九段二丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第二〇二号)

同日

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出頭要求に関する件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)
検察行政に関する件(暴力行為等の防止に関する問題)

同日

○高橋委員長 これより會議を開きます。理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。理事池田清志君が、去る五日委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になっております。この際、理事の補欠選任を行なうと存じますが、こ

れは先例により委員長において指名するに御異議ございませんか。

○高橋委員長 御異議ないものと認めまして、唐澤俊樹君を理事に指名いたします。

○高橋委員長 次に、検察行政に関する件について調査を進めます。本日は、検察行政のうち暴力行為等の防止に関する問題について参考人から意見を聴取することといたします。ただいま御出席の参考人は日野照彦君、藤森作次郎君、松崎米君で、澤田要藏さんはまだ見えません。この三名であります。

この際参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。さきに御連絡申し上げました通り、東京都における暴力的不良行為等の防止に関する条例が施行されて、約三カ月になりますので、その効果等について忌憚のない御意見の御開陳をお願い申し上げます。

なお、議事の進め方につきましては、日野参考人から二十分程度で意見の開陳をお願いいたします。他の参考人の方々には委員からの質疑がありますので、そのつど意見の開陳をお願いいたします。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

○日野参考人 私は、東京家庭裁判所の首席調査官をいたしております日野でございます。本日参考人として参った

し上げましたように、非常に多忙なところ本委員会の要請にこたえられまして御出席いただきましてありがとうございます。昨年の暮れ、私から委員長に要請をいたしました。ぜひくれん隊防止条例の効果について、これを警視庁当局に聞くことはもちろんでございますけれども、実際にぐれん隊防止条例の対象になっておられる人々から民の皆様方から、本条例の長所短所、そらういったものを忌憚なく聞かしていただきたいと思います。と申しますのは、ぐれん隊防止条例は単に東京都だけでなしに、大阪、福岡、愛知を初め、主要な都市におきましてこれが施行されるようになっております。また、都民の中におきましても、この条例につきましてはかなり好評のようには私も承っております。しかし、立法府のわれわれ、あるいは検察行政もしくは警察行政に携わっておる者といましては、ややもすれば独善に陥るおそれがある、どうしても主権者たる皆さんの御意見を十分にお聞かせを願いたい、こらうい御点から御足勞願しておるわけでありまして、従いまして、これは何ものにもとらわれないで、どうい御発言をしていただいてもけっこうでございますから、どうぞ忌憚なく自由に一つ御発言をお願いしたい、かように思っております。

わけでございますが、私、家庭裁判所に勤めておりますので、主として少年保護と申しますか、その面からおのずから私の申し上げることも限定されると思ひますが、そういう点でお聞き願ひたいと思ひます。

御存じのように、家庭裁判所には家事部と少年部がありまして、少年部が少年保護事件を扱っております。そこには調査官がおりまして、裁判官の命令を受けまして警察や検察庁から送られてきました犯罪少年、虞犯少年等につきまして環境を調査して、どういふ保護的措置をとつていいかという意見を述べるということをおもな仕事としておるものでございます。昨年は刑法事件約三万四千件、交通事件は約十二万件処理いたしました。この仕事を約百二十名の調査官が当たつておるわけでありまして。そういう仕事をしておりますが、最初から申し上げたいのでござい

ますが、最初に少年犯罪とぐれん隊と申しますか、そういうものの関連性というところにつきまして申し上げたいと思ひます。

今日の少年犯罪の特徴を簡単に申し上げますと、よく性、暴、集というところが言われております。性と申しますのはセックス、暴は暴力、集は集団でございます。御存じのように少年犯罪が非常に激増いたしました。戦前が五、六万でございましたが、戦後十万人になり、それが現在では二十一万人に上つております。戦前は刑法犯総数の一割、一〇％でございましたが、少年犯罪でございましたのが、現在では約三分の一になつております。非常に少年犯罪は激増しておりますが、そのうちで特に増加しておりますのは粗暴犯で

ございまして、これは昭和二十六、七、八年平均を一〇〇としたしますと、現在は二九一に上つております。十年前の約三倍になつております。それから性犯罪は二七五になつております。これも三倍近くの激増でござい

ます。集団犯罪につきましては、概数を申し上げますが、少年犯罪の約三分の一、三割、四割が非犯の形になつております。

ところが、少年犯罪は粗暴的な犯罪が多く、性的犯罪、それが集団によつてなされるという形態をとつておりますが、これが、私思ひますのに、ちようどぐれん隊の行為に似ておるものでござい

ます。ぐれん隊は御存じのよう

に集団を組んでおりまして、衆を頼りて暴力をふるう。しかも、それが盛り場その他でセックスというものにからむというわけで、ぐれん隊の行為といふのが少年犯罪の特徴と合致しておるものでござい

ます。もちろん、ぐれん隊組織に入つておるぐれん隊もござい

ますし、また、その周辺にある未組織の少年、これも粗暴犯、性犯罪等で家裁に送られて参りますが、特にわれわれの気をつけたければいけないのは、ぐれん隊的な行為が非行少年にある魅力を持つておることなのでござい

ます。善良な少年はもちろんそういうことはござい

ませんが、家庭、学校、環境その他である程度非行化して参りますと、必ず集団を組みまして、それでその背後にぐれん隊あるいはぐれん隊的な人固、先輩がおられますそれを指導して行く。それがだんだん本物になつていくというのが順序でござい

ます。こういふ例がございました。これは昨年の初めでございましたが、板橋方面に集団窃盗団がおりまして、中学生三年あたりが中心でござい

ます。これが三十六名くらい少年が集まりまして窃盗をやる。被害総額も七十万円くらいに上つたと思ひますが、この子供たちが、ある何かと組と申しますぐれん隊をもじりまして日東会という名前をつけて、会長、副会長を置いて会則をつくるわけ

です。ああいうテキ屋や博徒にはやくき憲法がござい

これが家裁に参るわけでございますが、このうち御存じのように罰金刑は警察から直送して参ります。体刑を含めたものが検察庁から送って参るのでございますが、その数が今日まで七十三件でございます。男が六十一、女が十二となっておりますが、この七十三件と申しますのは、八王子支部を含みますので、大體警視庁の數と合うと思ひます。これが書類送致で参るものもございまして、身柄つきで参りまして、練馬の鑑別所に送られる子供もあるわけでございます。その年令を見ますと、十九才が一番多うございまして三十五、十八才が二十、十七才が四、十六才が七、十五才が五、十四才が二となっております。年令構成は上にいくほど高いようでありまして、現在それを調査官がいろいろ調べて、処置をとりますところでありまして、現在ではそのうち一名を少年院に送っております。保護観察決定が十二名、不処分決定が六名、不開始決定が五名、在宅試験観察、これは在宅のまま調査官が観察をする制度であります。これが六名、それから地方から参りました子供、その少年を在任保護者のおるところに回した方がいい場合もございまして、移送いたします。これが五名でございます。中に年令超過によつて回つた者もございまして、これを檢察官に逆送いたします。こういうふうにもまだ半数は未済として残っておりますが、これは現在調査し、毎日決定しておるわけでありまして、大體こういふわけでございます。予想外に少なかつたということが言われるわけでございます。当初は非常に多いと思つておりました。たとえば新宿だけでも千

二百名が根城を持つておつた。そういうものが出たり入つたりしておるといふことを聞きました。池袋に三百名、渋谷に四百名ぐらゐ、浅草に千名、そういう暴力不良行為をする連中がおるといふことを聞いておりましたので、もつとたくさん来ると思ひましたところだが、意外に少なかつたわけでございます。その実例を申し上げますと、少年につきましては、比較的多いのは、ぐれん隊の行爲、これは暴行あるいは傷害一歩手前でございますが、この条例で参りました一つの例を申し上げますと、土王の未成年の二名、その一人は少年院に入った経験がある者でございますが、これが電車の中で卑猥な言葉を大きな声をあげておつた。他の乗客がそれを見てひんしゆくした目つきをいたしました。それに突つかかつていく。まあ傍若無人のふるまい。これを警視庁の機動隊の一警官がつかまえました。こういう例はわれわれも車中でときどき見る例でございますが、こういうのが第五条にございまして、暴力行為に当たると思ひます。それから押し売りのなども、これは少いと思ひますが、これも前件のある保護観察中の少年ですが、新聞配達に行つて帰り道一ぱい飲んで、一ぱいが二ぱいになり、相当飲んでしまつていい気分になつて、これから一つ勧誘に行つてこようというわけに回つたところが、最後のうちにやつてびしゃり断られたわけですね。そのうちの中から、あの人変な人ねというふうな声が聞かせるものですか、何が変だというわけであつたわけですか、めきちらした。そのうちに電話がありましたので、一一〇番へかけてつか

まつてしまつたというのがあります。それから下谷の御徒町の付近で、あるテキ屋の配下の未成年二名がぞつき本を売つておつた。わきである一会社社員が立小便をいたしましたところが、それに因縁をつけまして、大事な品物をどろしてくれるんだというわけですが、そのものすごい勢いに会社社員は逃げ回つて下谷の郵便局に飛び込んだりです。そこへ警官が来て、一人はつかまへ、一人は逃げました。こういうような例があります。こういうふうには、われわれ知り得ました数字等を申し上げますが、それならば一体今までのぐれん隊の連中はどうなつたかと申しますと、実態はわからないのでございまして、関係方面の推定によりまして、販売した者が相当であるということを知り得ておつた。たとえば新宿方面のぐれん隊のある中野幹部でございまして、子供が二人いて年令は三十五才ですが、生活に困つてきたわけですが、これじゃ飯が食えないというので、親分に頼んで許しを得て粗から脱退して、親戚の肉屋で今修業中だということを知り得ておつた。われわれの家裁に來ました者も、クリーニング屋になつたり、あるいはトビに変わった者もございまして、中にはパーテンになった者もあるようでございますが、これなどはよくなつたかどうか、まだ問題があると思ひます。それから人夫、土工、自動車の助手でございまして、それから、もつと腕があつたので、しょうが、理髪屋に戻つたというのもございまして、これは警視庁で聞きつけたのですが、約四千名について當たつてみたら、転職した者が約八百名、国内

歸つた者が百五十名ぐらゐ、それから転出と言ひますか、何をやるのか、居所を変えた者が約三百人、湘南方面、千葉原等に出かせに行つた者が約三百名、不明な者が二千五百名ぐらゐといふことをお聞きしておつた。今度の条例によりまして、確かにわれわれの目から見まして街頭のダニが一応姿を消したような感じはいたしません。私自身も、新宿あたりを歩いてみましたところが、確かに明るくなりまして、いい家のお嬢さんたちも少し多くなつたような感じもするわけですが、ただ、一般のけんかがふえてきた。暴力団がいなくなりましたら、今度はおれたちの世界だといふので、一ぱい飲んで普通の人のけんかがふえてきたといふことです。それからパチンコ屋さんが不景氣になつて売上げが半減したといふ苦情もあるそうです。これはほかに売つるためにプロのパチンコをやめる人がおるわけ、そういう人たちが金になりませんから来なくなつたといふようなこともあると思ひます。それで一応現在の段階では、お話し申し上げたように、意外に数が少なくなつて明も明るくなつたといふことは申し上げられますが、ただこれがどういふふうには、今度どぶネズミの穴を一方を押えた、そのネズミがどこに出てくるか、これは問題と思ひます。ただ、この条例が、まだ東京、大阪でございまして、漸次各地にしかれるといふことで、われわれとしてはその点は賛成でございます。ただ、できるだけ均衡のとれたようなものがほしい。東京より大阪が重くなつておつた。三千円の罰金、科料、これが五千円でございまして、それから常習犯の三カ

月が五カ月に、一万円が二万円というふうになつておつたので、こつちに行けば甘い、こつちへ行くと辛いといふと、ちよつと工合悪いので、できるだけ統一をとる必要があるのじやないかと思ひます。ただ条例は地方性があつていいんじやないかと思ひます。いなかに参りますと、ダフヤとかショバヤといふのはあまりございせん。暴力行為とか押し売りとかいうのはどこでもございまして、そういうことで地方的特性といふものがある程度伸縮できる方がいんじやないかといふ気持がいたすわけでございます。

最後に結論として申し上げますが、不良少年の一つの誘惑的であり温泉であつたぐれん隊が、少なくとも町から姿を消したといふことは、彼らにとつて一つの目標を消したわけでございます。これが直接間接に非行少年を食ひとめる一これがすべてでございます。いません、もつと大きな問題がございまして、現象的に一つのよいことが起つたといふことは申し上げられると思ひます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは澤田要蔵さんも見えましたので、参考人は四人であります。

○赤松委員 今詳細な報告をいただきましたので、特に戦前五万のそれが今二十一万になつておる、しかも粗暴犯が圧倒的に多い、昭和二十五年を一〇〇として現在は約三倍に少年犯罪がふえておる。こういう家裁の日野さんのお話でございますが、これにつきまして松崎さんは、どうして少年犯罪がふえた

のか、これについてどうお考えでございましょうか。

○松崎参考人 私がちよつと考えますのに、戦後だんだんと教育方面も大へん自由主義と言つたりして、私も母親の婦人の立場としまして、家庭においてもしつけ等というものがゆるやかになつちやいまして、子供を育てるの自由々々ということがおにも叫ばれちやうと、私もちよつと日月を過ごして参りますと、やはり、よい家庭によい子が育つというので、しつけというふうなものは大切だと思つておられます。そのようなことにおいてやはり世の中がすすんで参つたりなんかして、青少年たちが自分の行く目的がよくわからないうんじやないかと思つます。それで、何となく一つの目的に向かつて行くというふうな目的がはつきりしない。それには私も母親とか父親の、おとなの方にもすいぶん責任があつて、青少年が悪いといふん責任があつて、けれども、青少年がお手本とする家庭の父親とか母親の方がまだそれほどよくいてないの、そういうところから青少年が弊害を持つちよつたりするようなこともございまして、ほんとうに真心でいけば、正義でいけばこの世の中は正しく渡れるのだ、そういう目標が持たれてきちやうていふんじやないか。そういうまじめに渡つていふ人たちは何かちよつと、少し唐突木のように考えられて、こすくいろいろな悪いことやなんかをたやすくやれる人の方か、何か英雄的でいいといふようなことも青少年に思われていふんじやないかと思つます。学校やなんかでも、まじめな人よりも、そういうグループで悪いことをするようなところへだんだん

と——先みたい個人がうまく教育されれば一生が正しく過ごされた時代と違つちやうと、何でもが集团的になつちやうと、一人の人がよく育つていても、悪い人のグループの中に誘われて、一度その中に誘われると、自分が気がついて抜けたと思つても出られなくなつちやうたりなんかすることがある。そういうので、何となく今のところ青少年の行く目標のはつきりした姿が、おとなにもよく指導するほどできてないし、また青少年たちにも何となく疑惑があるんじやないかと思つます。それで今そういうふういふにだんだんと悪くなつていく、小さい方の方々がだんだんと悪くなつていく、そういうのもやはり導く方の人にはまだすいぶん欠点があると思つます。

○赤松委員 条例は、法律的に見ましてやはり重大な問題を含んでおりまして、一つは憲法の中の公共の福祉の問題、それから基本的な人権の問題、この二つのバランスをどのようにとつていくかという問題は、これはもう民主主義の基本に関する問題であります。しこつとして、いけば法の旨点を条例という形で補つておる。そういうふうにも考えられる。本来いえば、これは国の単一法で全体としてその基準を示していくということが正常だと思われ、このあたりを補つても、しかし、これは公安条例と違つて、この条例が制定された。たとえば大阪におきまして、迷惑防止条例ですか、愛知におきましても、今県会上程されようとしておられますが、四月からいよいよ施行される。だから、われわれから見れば、実際に一方におきましては、今おっしゃつたように、この犯罪の数字

に現われておるようになり、いわゆる享楽文化の影響を受ける。そして今十九才の犯罪が一番多いといふことをおっしゃつたが、われわれ自身も振り返つて十九才当時のことを思い出したらよくわかる。これは非常にヒロイズムの最も強い年令なんですね。そういう時期にこれがあつて、つまり近代文化、高い民主主義文化によって純化されていく、開化されていくということになりますと、これはもつとも民主的になりつばな近代的な教養を身につけたスタイルの青少年が生まれてくると思つた。それがいわゆるやくざであるいは享楽文化、セックス、これはもう映画だとかテレビだとかいろいろなる影響があると思つても、そういうものも結びついてあれる。従つて、警視庁にしても、警察庁にしても、また家裁にしても、非常な努力を払われておるにもかかわらず、その資本主義の悪の根源が断たれていないために、結局、上つたのいわば現象的に現われたことだけを、裁判所もあるいは警察も追つかけておるということになる。これは根本的には、われわれ自身の責任また政府自身の責任であつて、取り締まる者にとつては全く迷惑条例だと思つておる。すなわ、ですから、問題をこのように考えていくと、これは必要悪、本来いえば条例なんといふものはない方がいふと思つた。でも、これがいいいけども、どうしてこれがいいい、今言つた軽犯罪法などだけでは取り締まることのできないうこと、いわばつぎはぎの形で条例というものが制定されている。

もう一点は、青少年の犯罪を本質的に見る場合に、今参考人のおっしゃつたことも私は非常に重要な問題であると思つた。それと同時に、制度的には、構造的には、やはり資本主義の文化そのものが問題になるのじやないだらうか。たとえばわれわれがテレビを見ておつても、西部劇とかその他パチンコ、チャンバラ——チャンバラはまだ漫画的であいきよがあらけれども、ピストルに至つては、人の五人や十人殺すのは平気なんで、そういうことが現実には青少年の目に映つて、そういう生きた教育が施されていく。映画を見てもみなそうでしょう。一方においてしつけをやかましく申しまして、親だけのしつけでは何ともならぬ面があるのではなからうか、つまり社会的なしつけと言つても、そういうものが必要じやないだらうか。こゝろ思つておりますが、さてそれにつきて、この条例の短所、長所あるいは条例ができてこゝろなによかつた、あるいはこゝろいふ点を少し直してもらいたいといふような御意見があれば、これは一つ澤田さんと藤森さん、ぜひ貴重な御意見を拝聴したい、こゝろいふふうに思つます。

○藤森参考人 私、新宿でございまして、新宿の住民としての、今回のぐれん隊防止条例についての状況をお話し申し上げたいと思つます。御存じの通り、新宿は非常に暗い町であるとか、あるいは暴力等も非常に多いといふお話し、あるいは、盛んなら、今こゝろいふもののができて、こゝろいふものが見られて参つておつたのであります。これは何と云つても、とにかく一日百万人以上の方が新宿に参られておられます。その雑踏の中で一番お客さんが恐怖的な気持ちを持たれるのは、やはり今のぐれん隊、チャンバラ、暴力団等でありま

すけれども、特に今までわれわれが何ともしようがなかつたのが、町々の角等で四、五人で若い者が立ち話をしておる。そして善良なる通行の方々にくだらない話をしかけるというふうなことが、非常に恐怖心を惹き起しておつたのでございまして。そういうふうなところ、それからパチンコ屋の前の景品買ひのたむろしておる状態、こゝろいふものが非常に通行人に恐怖心を起させるのであつて、實際上の犯罪というふうな問題は、百万人も毎日來られておるのですから、そういう観点から申しますと、そう大した比率的に非常に大きな犯罪がせられておるのだといふようなことは、われわれはその土地におりますと、特にそう痛感しておらなかつたのであります。ただ、今申しましたような、外面的にちよつとしたつたらぬ粗暴の言動を——通行人に言葉かけられる、あるいはやらしいことを言つたり、おつたのであります。しかし、この条例が施行されました非常によくなつたといふことだけは、間違いない事実だと思つます。特にこの秋の防犯運動等、条例が發布されて、そして施行されるまで一カ月あつたわけでありまして、その間に警察等におきましては、盛り場に非常に小さい幾つもの座談会を催し、今回こゝろいふもののができて、結局警察がいかに取り締まつても、これは常時そらでありますけれども、各地域の協力を得るというところが非常に必要であるといふことで、非常にこまかく座談会等で宣伝もいたしました。また、各大新聞等におきまし

ても、この条例について非常に宣伝をされておられましたので、おそろしく一月十日の発布のときにはもうそういう状況が—それらの宣伝によってテレビやぐれん隊が非常におそれなして、そういう状態がなくなってきたということがあるだろうと思っております。特に新宿では、御承知の通りコマ劇場が唯一の劇場でございますけれども、これは前は、昼間は非常に入っても夜はあまり入らぬというのが事実であったわけでございます。たとえは一日の二つ芝居の賃料は、昼間が六十万円とすれば、夜は五十万円でなければ借手がなく、夜は帰りが非常にいやだということで、夜の方が閑散であったわけですね。最近コマの支配人にいろいろ伺いますと、最近夜と昼と同じ状態になってきた。これは歌舞伎座や演舞場と同じ状態で、昼間がよければ夜もいいのだ。今に夜の方がいいのだという状態になるのじゃないかと言っておられたのでございます。これは映画館でも同じような状況でございます。夜、最後の映画の時間には非常に人が少なかった。それが最近はそのほど違わないようになったというのが現状でございます。パチンコ屋の前にもましておりました景品買いは、もうなくなるのが当然でございますし、パチンコ屋等では、実際に、最初の十一月、十二月等は二割から三割ぐらいの売り上げの減少を来した。最近まただいたい回復をいたしてきたわけでございますが、プロがなくなつたということでございます。これら景品買いなんか、ただいまでは自分の家にお客さんを連れて行って取引をするのだというより事例もあるようでございませ

す。しかしながら、とにかく大きなパチンコ屋が新宿には非常にあるのでありまして、その前に二十人、三十人というよりな者が—あれは暴力団等でも、これが一掃されてしまった。わずかの時間をほんとうに娯楽を楽しむ人たちの場所になってきたと思っております。いずれにいたしましても、新宿の状況は非常に静かになりまして、夜等も一人歩きいたしましたも、その心配がなような状態になってきた、こういうことが申し上げられると思っております。ただ大阪の条例、東京の条例等でも考へますことは、この罰則が東京は非常に軽いんじゃないかろうか。先ほど先生のおっしゃられますように、基本人権と公共の福祉の問題、これが中心になる、またこれが根本になるだろうと思っております。基本人権を非常に侵すというよりなことについては、もう少し罰則を強くする方がいいんじゃないか。現状では、わずか三千円の罰金というのが普通のようであります。三千円といますと、今はちょっとした自動車の簡単な違反でも三千円はすぐにとられるわけでありまして、これから言いますと、三千円ぐらいの罰金は大した問題ではないんじゃないか。今に、このような状態をいけば、やはり三千円ぐらにとられるならとられても差しつかえない、一べん何か打ち負かしてやれというよりなことがあるんじゃないか。やはりもっと厳重にこれを取り締まる必要があるのではなからうかと思っておりますので、私ども希望いたしますのは、今後罰則をもう少し強化していただく。そうすれば、そういうテレビ、

ぐれん隊等がばつこするのにはさらに減少するのでなからうかというふうに考へるわけでありまして、その前に二十人、三十人というよりな者が—あれは暴力団等でも、これが一掃されてしまった。わずかの時間をほんとうに娯楽を楽しむ人たちの場所になってきたと思っております。いずれにいたしましても、新宿の状況は非常に静かになりまして、夜等も一人歩きいたしましたも、その心配がなような状態になってきた、こういうことが申し上げられると思っております。ただ大阪の条例、東京の条例等でも考へますことは、この罰則が東京は非常に軽いんじゃないかろうか。先ほど先生のおっしゃられますように、基本人権と公共の福祉の問題、これが中心になる、またこれが根本になるだろうと思っております。基本人権を非常に侵すというよりなことについては、もう少し罰則を強くする方がいいんじゃないか。現状では、わずか三千円の罰金というのが普通のようであります。三千円といますと、今はちょっとした自動車の簡単な違反でも三千円はすぐにとられるわけでありまして、これから言いますと、三千円ぐらいの罰金は大した問題ではないんじゃないか。今に、このような状態をいけば、やはり三千円ぐらにとられるならとられても差しつかえない、一べん何か打ち負かしてやれというよりなことがあるんじゃないか。やはりもっと厳重にこれを取り締まる必要があるのではなからうかと思っておりますので、私ども希望いたしますのは、今後罰則をもう少し強化していただく。そうすれば、そういうテレビ、

結論を申し上げますと、この条例によりまして新宿は非常に静かでない町になりつつあるわけでありまして、以上であります。

○澤田参考人 私は浅草に住まっておりますが、皆さん御承知の通り、浅草は特に古い歴史を持っておりまして、浅草は何々というよりな世論が非常に大きいのでございます。しかし、どこの盛り場でも、この悩みを持つのは同じことでありまして、ぐれん隊のやからが徘徊いたしまして、集まってくる人たちに迷惑をかけておりました。そういう状態はひどく浅草ばかりでなく、新宿にいたしまして、銀座にいたしまして、あらゆる盛り場において行なわれる事実でございます。私も初め住民もこれに対して非常に悩んでおります。ところが、昨年度条例が発令されましたからというものは、警察方面の非常に強力な運動によりまして、昨年の暮れから本年にかけては、浅草の出入りも、一年を通じて最大の出入りを持つものであります。それにもかかわらず、本年正月の被害というものは、ほとんど目にとまらなという状態であります。都条例が発令されて、まあどんなことになるかということでもおりましたところ、それが大へんな成果を上げて、浅草もほとんど文字通り明るい町になって参りました。しかし、一たん警察の手がゆるみますと、彼らはおせんの上のハエのように、また飛び出して参りまして、そうして警察のすきをねらつて

は、あちこちで容引きを行ない、またエロ写真を販売するといふよりなことは、現在も見のがせない事実であります。先ほど来、罰金のことについて出ておりますが、軽犯罪法のときでも罰金は三千円から七千円という程度でございましたが、今回都条例ができましたから三千円が最高であるということ、しかも大阪と条例の刑罰の点が非常に違いがあるということでございます。かようなことも、もう少し刑罰において厳重な罰則をもつていったならば、もう少し彼らも手も足も出ないような形になるのではないかと思われるのであります。現状から推しまして、一その御努力を警察の方面に願つておる次第であります。

○赤松委員 地方行政委員会の方からたたいま太田理事が来られました。法律がかかっており、警察庁の長官にぜひ出席してもらいたい。こういう要求でありますから、参考人の方にちよつとお待ち願ひしまして、私は警察庁の長官に質問したいと思つております。私は、もっと重要な質問をする前に、ちよつと条例に関連して申し上げたいのですが、先ほど参考人の松崎米さんからお話がございましたが、私のあの発言には重要な問題が含まれていっている。私も知らなかつたので、週刊雑誌を見ますと、何か温泉場でも写真撮影ですか、全裸のストリップ、これが公然と営業されておる。これを廃止することは温泉業者が困る、こういうわけですね。だからこれは残しておきたい。そうすると、松崎さんの御発言にありましたように、

青少年の犯罪というものがそういうショッキングなセックスの問題とからんでいふことになると、一方警察庁や検察庁は条例をつくつて一生懸命に追ひかけます。たとえば今罰則をもつと強くしろというお話がございましたが、罰則を強くするといつても、片方十八、十九才の最も発育盛りの、しかもセックスの問題について重大な関心を持った年齢に、そういうショックなものを目のあたり見たら、これは犯罪を犯すなと言ふ方が無理だと思ふんですよ。結婚するといふには早過ぎるし、といつてお母さんとは何とも解決できない問題なんで、話し合ふことはできません。そういういたしますと、やはり片一方においては、そういうこともなくするよりな努力というものをしなければならぬと思つております。私は、この間社務で厚生大臣にも言つたのであります。たとえば温泉はほとんど開発していき、建てはうたいてです。温泉の管理なんものは、実は政府がやることになっておるけれども、実際は管理できていない。いわんや、温泉地におけるそういう風俗の問題については全然取り締まりが行なわれていない。やむを得ませんから、あの温泉地区においては、興行場法ですか、あれを適用して取り締まっておる。これは一体そういう全裸のストリップといふよりなものはわいせつ行為にならないのか。もしそれを取り締まるのか。興行場法で取り締まっておるところもあるようです。ここに書いてある。これは長官いかがですか。

○柏村政府委員 ストリップについ

て、全裸のものはわいせつ罪の容疑があるとして取り締まるようにいたしておるわけでありませう。ただ写真とか何か、それにまぎらわしいようなもので取り締まりの対象として取り上げることもできるかどうかという非常にデリケートな問題がここにあるわけでございますけれども、いわゆるストリップ・ショウなどについては、全裸のものはいわいせつ罪の容疑ありとして取り締まる方針でおるわけでございます。

○赤松委員 この週刊雑誌によりますと「熱海には、いま十二軒のヌード・スタジオがあるが、興行場法を適用される店がない。それはばかりか、十二軒中二軒ぐらゐは、店に大改造を施して営業許可がもらえる水準になれるが、あとの十軒は、どんなに改造してもダメだ、ということがわかったからだ。興行場法施行規則には客席、床面積、出入り口の敷、便所、換気装置などについて細かい規定があり、この基準に合格できないからである。」ひどいところになると、昼はラーメン屋をやつて、夜はヌード・スタジオに早変わりするといふようなところがある。柏村長官は非常にかたい人だから、おそらくそんなところは見たことがないと思ふんだが、これは一べん調査する必要があるんじゃないか。こんなものは温泉場をすつと調べれば簡単に調査できるんだから、この次の委員会までに、これは調査してもらつて——現実にはさういふことが行なわれておるのであるから、調査をし、かつ、これに対しては、たとえば現状の法律をもつては無理なのかどうか。ここでは興行場法を適用すれば取り締まりを行なうことが

できる、こゝろ書いてあるのですが、この点について一つ調査を願いたいといふことが一つ。

それからもう一つは、この前、私はあなたの出席を要求して、そして姫路、尼崎の暴力団事件の問題で質問したときに、あなたはいなくて保安局長に来ていただいて、姫路と尼崎の暴力団の実態を詳しく説明して、答弁を求めた。そのときは嚴重に取り締まるということだった。ところが五月早々、あそこでヒロポンの問題でパチンコで撃ち合いが始まつて、そして現に一方のボスが殺されておる。どういふところからこのけんかか起きているかというところ、ヒロポンは三千倍で売っているという事です。その三千倍のヒロポンの販売の問題、あるいはその場所というのですか、そういうものの取り合いからけんかになった。そして殺したやつは、何かおきてによつて、本来ならばやらせてしまふだけども、刑一等を減ぜられて、そして尼崎地区には帰つてこれられない。全国どこに行つても、いわゆる親分というやつがめんどう見られぬことになつておるし、尼崎に帰つてくれれば完全に殺されるというので、全国を転々として逃げ回つておる。しかも、その背後には右翼団体があるといふことがこの週刊雑誌に書かれておるのです。これは現に尻崎へ行つたし、姫路に行きましたけれども、もう暴力団に対する恐怖というものは市民の間に非常に根強くはびこつておる。現実にはさういふような事件が起き、しかもヒロポンが三千倍で販売されている。もつと腹をすえて暴力団検査をやらなければ大へんだと思ふ。しかも

三無事件の背後にも右翼団体がある。あれはそのものが右翼団体です。あれの計画は、この間の取り調べで明らかになつたように、池田総理を初め、われわれを含めて百名、国会に乗り込んで、さうしてみんなばらしてしまふ。夕べの東京新聞を見ますと、「右翼がテロ計画」——対中ノ接近に不満、首相、高橋氏らねらふ、「大阪で三人検査、国粋同志会青年隊長ら」——こういふことで、これは池田総理と松村謙三、高橋達之助、この三氏を殺すために大阪から上京しようとした。さうして持つておつた手荷物の中からあいくち一つ、刺身ほりちよう二つ、ナイフなどが見つかつたので、これを刀剣不法所持で逮捕した。さらに監視は池田首相や、高橋氏の身辺をさらに一そう警戒するように、身辺警戒を強化しておる。さういふことで、国粋同志会というものは、大阪府警の調べによると、国粋同志会は二十二年六月、旧国粋大衆党の青年隊長をしていた九鬼兵衛、三十四才が中心となつて結成、現在事務所を池田において、会員は十七人、さうしてこれが昨年の五月、ソ連宇宙飛行士ガガーリン小佐が来日したとき、同会の隊員の一人が羽田空港をさして、小型四輪車で同少佐の車を妨害しようとして、道路交通法違反で検挙されたことがある。さういふ事件が発生しておるわけだ。さういふ事件が起つたものが、それが行動右翼であると思ふ右翼であろうとを問はず、さういふものとの間に深いつながりがある。彼らからすれば、今の自民党、池田政府の政策する——これはファッショ、ファシストですから、今の自民

党及び池田政府のやり方すら氣に食わない。さういふことから再びテロを計画している。前に浅沼委員長が殺された。そのときにも再びさういふことが起きないよりにと言ひながら、岸さんがやられ、河上委員長がやられた。相繼いで、今度はこの三人が現に凶器を持つて、池田首相や高橋氏、松村謙三というふうな人たちを殺そうといふことで、さういふテロ行為が計画されようとしていた。さういふ点については、私は、暴力についてはもつともつと勇氣をふるつてやつてもらいたい。この前あなたはいなかつたけれど、下級警察官の諸君は、たとえば警害地においては、非常に苦勞をしながら、治安維持というよりも、むしろ復旧のために努力されておる。災害があれば、災害地においても非常に努力をされておることは、私はまああたりに見て知つておる。歳末になれば、非常な薄給の中で、非常に夜おそくまでやつておる。このことについてはよく知つております。だから下級警察官に対する待遇の改善ということもわれわれは反対しないどころか、そのことについては賛成しておる。さういふ労働はともかくとして、しかし、指導者である警察庁長官なり、警視總監なりが、右翼テロは一切許さぬ、さういふ不退転の決意で臨まないと、さういふことがしばしば起きてくると思ふのであります。この点については警察庁はさういふことを考へておるか。大阪の事件を一つ明らかにしていただきたい。

○柏村政府委員 先にお話しの不長環境の浄化ということについては、よく

調査をいたしましたして、善処をして参りたいと思ひます。

それから次にお話しの不長環境は行動右翼、過激な行動に出るようなものにつきました。これは単に事件が起るといふ情報についてはのみならず、平素からこれを組織、系統別にファイルして調べるように、ここ数年非常に努力を続けておるわけでございます。従ひまして、できるだけ彼らの行動というものを未然に察知いたしまして予防措置を講ずるようになつておるわけでございます。一たんまた蠢動するやうな場合におきましては、いち早くこれを鎮圧するといふ体制を整えておるわけでございます。この点については、第一線はもちろんしっかり努力をいたしておりますけれども、私どもも当然さういふ努力をすべく、不退転の決意をもつて臨んでおることをここにはつきりと申し上げます。

○赤松委員 それではこの件はさらに調査をしていただいて——大阪のテロ団についてですが、そして委員会に報告していただくようにしたい。

それからもう一つお尋ねしたいのは、私がおかしいと思ふのは、前に運輸委員会で河津線用地買収の汚職の問題でやつたことがある、ほんのこの間、その間、肝心の日本開発会社の中地という社長が疑惑を持たれて、たしか逮捕状が出ておるはずだ。中地に對する逮捕状が出てますね。新聞の報道によれば、これが視察と称して今メキシコにおる。そして二カ月前も当局は知らなかつた。それで、これは法務省の入国管理局の問題になると思ふのですけれども、一体、さういふやうな世



問の疑惑が非常に強く、またその汚職を追及中の警視庁捜査二課が、事件のかぎを握る重要参考人として、彼がいなければこの事件のあらはれはわからない。ところが国外に逃亡した。二カ月前も当局は知らなかった。私は実に息憤の限りだと思ふ。今の条例も大切だが、その辺のチンピラを押さえることも大切だが、こういう国鉄の用地でちよっと情報を得て、ばつと人の土地を買っておるといふことで何億ともうけていく。しかも、国鉄の上層部にその共犯がいるんじゃないかといふことで取り調べ中の、こういう国費を私する犯人を平気で国外に出すなんていうことはもつてのほかだ。

もう一つ私は驚いたことは、金剛丸の事務長がスパイだといふことで、たしか北鮮へ上陸を拒否されて日本に送り返されたんじゃないですか。あの金剛丸の事務長が、一月二十五日に第九管区海上保安本部に入った情報によると、二十四日の午前六時半ごろ、石川県羽前郡志賀町の海岸に水死体となつて漂着しておるといふことがわかつた。これは、この事務長は、昨年秋スパイ容疑で北鮮政府に捕えられた大阪市北区堂島船大工町、日信貿易大阪支店がチャーターした金剛丸の事務長——これは日本のスパイだといふので北鮮が捕えた。それを釈放して、日本に帰ってきた。だれに消されたか、自分でまさか海に飛び込んで漂着するわけがない。だれかに消された。世はあげて無責任時代と言いますけれども、どうして創価学会が仲びるかよく考えなくちゃならない。それはだれもたよるものがない。政治にたよつてもだめだ、裁判所にたよつてもだめだ、警察に

たよつてもだめだ。結局は宗教なら宗教にたよる以外はないのだ。そういう絶望感がああいうような宗教を伸ばしておるわけですか。だから、そういうことを考えると、われわれは政治に対する信頼あるいは裁判や警察に対する信頼というものを回復しなければならぬ。しかるに一方で、今お聞きをすれば何か新聞配達員が酔っぱらつて勧誘に行つて、最後に何か言つたといふのでぼんと押えらる、それはいいでしょう。けれども一方では、何億と汚職でもうけたやつがさつと中米へ行つて、今ごろメキシコでのおんべんだらりと細君と遊んでおるといふのですから、こんなばかな無責任な事態がありますか。

こんなことを許しておいて、今の政治を信頼せよと言つても、だれが信頼しますか。ですから私は、この金剛丸の事務長の水死事件、それから先ほど申し上げました新幹線用地買収の汚職の疑惑の中心になつておるといふことになつて、どうしてこういうことになつたかといふ資料を、法務省並びに警察庁の方で十分捜査をして、そして提出してもらいたい、こう思うわけがあります。

なお、長官に対してはまだまだたくさんございますけれども、何か警察に関する法律が出ておるようでございますか。これであなたに対する質問は一応留保いたしました。大いに暴力団に対しては——あなた自身こつちの左翼のデモにはなかなか強いんだから、あの勢いで右翼のテロにも立ち向かつてい

たいただきたい。近時柏村名長官と呼ばれて、ほくらもひそかに腹の中ではそう考へておるわけでありまして、一つ一そつと不転の決意を持ってやつてい

たいただきたいことを希望いたします。あなたに対する質問は留保いたします。

○松崎参考人 ちよつと一言、さつき私は、青少年がどうして悪くなるかといふふうなことをだつたもので、大へん言葉が抽象的になつてしまつて、私の申したことを思つておることと反しているようにしたので……

私の方は、暴力防止条例が出ましてからとてもよく改良されて、私の方の体育会館なんか特別興行があつたりするときは、または同僚劇場付近のダフヤなんかほとんど影をひそめて、あそこは姉ヶ崎一家などというのもすつかりちりぢりになつてしまつた。それからまた、私どもの方はパチンコ屋もどつさりございまして、そのパチンコ屋の景品買ひなんかもすいぶんとよくなつて参りましたし、またシヨバヤなんかもほとんど影をひそめてしまひまして、一月ごろは出るかと思ひましたら、一月にちよつと二、三日出ても、刑事の姿を見ても引つ込んで、もうこの条例ができたために大へん環境が浄化されて明るくなつて参りました。浅草のデンスケ賭博なんかも、お正月の朝参りに地方から来たお客さんなんかをやつておるところなど取り締まつたり、デンスケ賭博の方も影をひそめて参りましたし、防止条例が出ましてから、私も浅草の方では大へん助かつておりました。よく思つておる次第でございます。

それで、先ほどから皆様がおつしやつたように、罰するのをもう少し——こういうことを女性が願つてはあれかと思ひますけれども、罰金刑よりも、かえつて拘留や何かしていただいで、

十日でも二十日でもいやなところへ入ることの方が、二度と再びそういうことをやらないといふようなこともありまして、そういうことも願つておりました。

私が先ほど申ししたのはあまりに抽象的だったので、自分の言ふこととそつと申してしまひまして申しわけなかつたと思ひますので、ちよつと訂正させていただきます。

○赤松委員 防犯部長、愛知で今度でける条例の中で、路上でピラを配るのを禁止させよう、これは非常に問題があるわけですが、県当局の方も非常に慎重なんです、というのは、それはたとへば民主団体その他が一つのカンパニアを起す場合に行なういわば基本的人権の行為の一つ、それから、そうでなく、営業行為で、たとへばこのごろよくあるらしいのですが、どこかに遊びに来いとか、ステッキ・ガールがいるとかいふようなピラをよくまくらしいです。そういうのを取り締まるというのが目的らしい。だから条例の中では非常に慎重に、ピラを配布し、客引きの行為を行なうことを禁止するといふように慎重にやつておるわけですが、東京都の場合は、その取り締まりの關係はどうなんですか。

○渡辺説明員 東京都の場合には、ピラのことにいふのは何もございませんと。執拗に人にまづわつて客引きをするといふことを禁止しておられます。愛知の件については、警察庁の方からお答えになつた方が適當と思ひます。

です。これの施行以来、犯罪がだんだんとなくなつてきておる。逆にもつと罰則規定を強化してもらいたい、こういう要望がございました。そこでお願ひしておきたいことは、今のピラの件ですけれども、これはやはり将来問題になると思ふので、これはおそろく各地でその条例をつくる行政指導を警察庁がやつておると思ひます。そういう点は十分注意してやつていただきたい。今の参考人の意見なども十分取り入れて、そして一つ警察庁及び警視庁の方も考へてもらいたい。こういうふうに思つておられます。

以上をもちまして、参考人に対する私の質問を終わりました。他の委員諸君がもし質問があれば、それに譲りたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○高橋委員長 これにて本日の参考人に関する議事は終了いたしました。参考人各位には、御多用のところ長時間にわたり貴重な御意見の開陳をいただき、委員会を代表してここに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○赤松委員 あとから法務大臣の提案理由の説明があるようでありまして、私、簡単に一点だけ法務大臣に希望しておきたいと思つてございませぬ。

それは、例の帝銀の平澤に対するそれでありまして、御承知のように恩赦法施行規則の第一条の二によりまして、すでに平澤及び弁護人が中央更生保護審査会に特赦に関する申請をしております。これは三十八年一月十三日に法務省の恩赦課で受理をしておりますが、この点はいかがでございますか。

○中垣國務大臣 たいだいまお述べになりました通り受理をいたしております。

○赤松委員 今の法務大臣のお話です。すでに受理をされていることが明らかになりましたので、この審査会での審議をされると思うのであります。そういう事情でございますから、平澤の問題につきましては格段の慎重な措置を講じていただきたいということとを法務大臣に希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高橋委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中垣法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一九五人」を「一、二〇五人」に、「五一人」を「五二人」に、「七〇〇人」を「七一〇人」に改める。

第二条中「二万四百六十一人」を「二万六百七十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

第一審における訴訟の適正迅速な

処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中垣國務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を増加しうとするものであります。以下簡単にその要点とするところを申し上げます。

まず第一に、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策といたしまして、数年来逐次裁判官の定員を増加する等の措置をとって参りましたが、右の方策の一環として、このたび特に裁判官の負担が重くなっている地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、判事及び判事補の員数を増加するとともに、近時激増して参りました家庭裁判所及び簡易裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため判事補及び簡易裁判所判事の員数を増加しようとするものであります。人員充足の見通し等を考慮した上、さしあたり判事、判事補及び簡易裁判所判事の員数をそれぞれ十人増加しようとするものであります。次に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点であります。特許法による審決に対する訴訟を

○他東京高等裁判所が取り扱う工業所有権関係訴訟の事件数の増加に対処し、その処理の適正迅速化をはかるため、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に必要の調査をつかさどる裁判所調査官の員数を増加し、また、すでに述べました裁判官の定員の増加に伴い、地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化並びに家庭裁判所及び簡易裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数をそれぞれ増加し、さらに、裁判所における庁舎の新営等に伴いまして、電話交換、機器の運転操作その他の業務に従事する行政職俸給表（ロ）の準用を受ける職員の員数を増加しようとするものであります。これら新たに増加しようとする裁判官以外の職員の員数の総数は二百十二人であります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○高橋委員長 それでは本日は法務大臣の説明だけを聴取いたしました。本件の審議は次会から始めることといたします。

○高橋委員長 なお、この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

法務行政、入国管理及び難民問題について参考人の出頭を求め、その意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。  
なお、日時、人数及び人選は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいいたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時二十八分散会